

研究テーマ 活動から学んだ市民後見人の必要性

活動先：NPO 法人知多地域成年後見センター

1. はじめに

2000年4月から施行された新たな成年後見制度は、2010年4月で10年を迎えた。この制度の利用は、毎年増加傾向にあり、2009年の1年間に選任がなされた成年後見関係事件数は約2万5000件に達し、現在、成年後見制度を利用している人々の累計は推定で12万人とされている。

また、各種の統計の推定によれば、認知症高齢者数は200万人、知的障がい者・精神障がい者を加えると、判断能力の不十分な人は約500万人とも言われており、現在の成年後見制度の利用者数に照らしてみれば、利用が必要な人々の多数がこの制度利用に至っていないものとする。

2. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な方を保護するため一定の場合に本人の行為能力を制限すると共に本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。ドイツの世話法、イギリスの持続的代理権授与法を参考にして2000年4月、旧法の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられた。

裁判所の審判による「法定後見制度」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約しておく「任意後見制度」とがある。

法定後見制度は、後見・補佐・補助の3つ(表-1)に分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら本人を代理して、契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する。

また、任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものである。そうすることで、本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと、本人を代理して、契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護や支援をすることが可能となる。

3. 後見人の担い手

後見人となる人は、平成21年の最高裁判所事務総局家庭局編成年後見関係事件の概要によれば総数25808件に対し、家族・親族が16389件(約63.5%)であり、残余は専門職後

見人である。専門職後見人の内訳は、司法書士が 3517 件（約 13.6%）、弁護士が 2358 件（約 9.1%）、社会福祉士が 2078 件（約 8.0%）、法人が後見人に選任される法人後見は 682 件（約 2.6%）、友人・知人名義が 136 件（約 0.5%）、その他が 648 件（約 2.5%）となっている。

（1）親族後見人

親族後見人とは、本人の親族が後見人になることで、被後見人も一番安心できる後見人であると私は考える。親族後見人には本人の子や兄弟姉妹が最も多く、主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多い。

しかし、後見人である親族による金銭の着服が発覚し刑事事件となるケースも多々発生している。

（2）専門職後見人（職業後見人）

専門職従事者による第三者後見人を、とくに専門職後見人（職業後見人）と呼ぶことがある。

現在の法定後見制度では、旧来の家族頼みの成年後見を脱却し、制度全体を社会で支えていく「成年後見の社会化」という方向を打ち出した。これに伴って、現在では成年後見人の約 3 割が家族以外の家族以外の第三者後見人が選任されている。

ボランティアによる貢献活動の伝統がない日本の場合では、専門職後見人（職業後見人）は法律の専門家である弁護士や司法書士と、福祉の専門家である社会福祉士が主に選任をされている。

成年後見の利用目的によって、財産管理を中心とする場合や紛争性のある事案については弁護士、身上監護を中心とする場合には社会福祉士、全般的な事柄への対応が必要な場合には司法書士が選任されている。この他に税理士や精神保健福祉士や行政書士の選任例もある。

また、専門職後見人（職業後見人）に対しては月額およそ 2.5～5 万円の報酬を本人の財産から支払う必要がある。このため成年後見制度を利用すべき状態にある高齢者であっても後見人となるべき家族等がおらず、または家族から経済的虐待を受けているために家族を後見人にするのが不相当な場合などは一定の資力がないと専門職後見人（職業後見人）を付すことができないという問題が生じていた。

また、専門職後見人（職業後見人）にも、金銭の着服が発覚し刑事事件となるケースも多々発生している。

（3）市民後見人

市民後見人は、弁護士や司法書士のように成年後見制度に職業として関わるのではなく、ボランティアで後見活動に係わる人たちであり、親族後見人と専門職後見人（職業後見人）の間の存在として位置付けられる。

しかし、市民後見人が持つ知識や経験は、専門職と比較すれば明らかに低いため、専門職との緊密な連携、専門職からの手厚いバックアップが必要となる。また、活動内容としては専門性、倫理性を問われる財産管理よりも身上監護を主体として活動することが考えられており、法律が関わることなどは専門職のサポートを受けることになる。

そういった状況を創り出すために、両者が関わる協議会の創設と、各地域に市民後見人が所属する団体の創設が必要と考えられている。市民後見人はその団体に属して貢献活動

をすることによって、責任体制を明確にしていくことになる。

4. 成年後見監督人とは

家庭裁判所は、「必要があると認めるとき」は、成年被後見人、その親族もしくは成年後見人の請求により又は職権で、成年後見監督人を選任することができる(民法第 849 条の 2)。この「必要があると認めるとき」とは、一般的には、親族間に対立があつて成年後見人が事務を処理するにあたり紛争が起きる可能性のある場合や、成年後見人が遂行する後見事務についての理解に乏しいときや、成年被後見人の所有資産が多く後見事務の管理に問題が生じる恐れがあるとき等と考えられている。

成年後見監督人の職務は、後見人の事務を監督すること、後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること、急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること、後見人又はその代表する者と被後見人の利益が相反する行為について被後見人と代表すること、とされている(民法第 851 条)。

なお、成年後見監督人は成年後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹はなることができない。

5. 家庭裁判所調査官の不足

3. でも触れたように 2000 年 4 月に始まった成年後見制度は、「寝たきりの兄の金 3 千万円の横領容疑で東京都内の妹が逮捕」、「認知症の女性の後見人になった岡山の司法書士が約 400 万円を着服したとして、岡山地方法務局が業務禁止の懲戒処分」、「神奈川と東京の社会福祉士が、被後見人の貯金を不正に引き出したとして、日本社会福祉士会から除名処分」など、各地でトラブルが頻発している。その原因の一つとみられているのが、後見人をチェックする家庭裁判所調査官の不足である。

成年後見制度の選任や監督にたずさわる全国の家庭裁判所調査官は、2001 年度の 1533 人から 2009 年度は 1596 人に増えたが、少年事件や遺産分割事件など複数の仕事を掛け持ちしているのが実態だ。一方で、成年後見制度の支援を受けている人はこの 10 年間で約 13 万人に達するとされており、今後も増え続ける見込みだ。この問題を解決するには調査官の増員が望ましいが、自治体などと連携し、法律を順守する一般市民の後見人育成プログラムなども充実させるべきだと指摘する専門家もいる。

6. 市民後見人になるには(大阪市成年後見センターの例から)

市民後見人の養成講座の内容は、まず、オリエンテーションのあと講習受講者を決定する。次に、4 日間の基礎講習で、成年後見制度や後見人の職務など基本的な内容を学習する。その後、レポート及び面接により実務講習の受講者が決定される。実務講習では、福祉施設での 4 日間の実習を含む 13 日間で、制度や法律の知識、コミュニケーションの方法など、実務的な内容を学習する。そして、最終の面接で意思確認の上、講習修了者は市民後見人バンクに登録される。ただ、市民後見人バンクに登録されても、すぐに後見人を受任するわけではない。まず、家庭裁判所から大阪市成年後見センターに対し、後見人候補者の推薦依頼がある。大阪市成年後見センターでは、成年後見制度に通じている弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や、学識経験者からなる受任調整会議を開催し、市民後見人

が受ける事案として適当かどうかを検討する。市民後見人として受任できる事案であると確認したのち、候補者を推薦し、家庭裁判所が候補者を成年後見人として選任することで市民後見人が誕生する。

大阪市成年後見支援センターの支援はこれだけにとどまらない。受任後も後見活動をする上で、様々な問題に遭遇したり、被後見人に関する難しい判断をせまられることもある。さらに、専門的な知識が必要な相談の場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士が電話や来所により専門相談を行う。

こうした相談以外にも、大阪市成年後見センターでは、市民後見人バンクに登録されている方を対象に定期的に登録者研修会を開催し、さらに、後見人受任者への意見交換の場として、受任者懇談会を開催するなどバックアップ体制の充実に努めている。

7. 市民後見人の養成に関する問題点

国及び地方公共団体の公的関与がない市民後見人の養成については、超高齢化社会となり、高齢者がさまざまなマーケットの標的とされている現状からすると、市民後見自体が営利目的に利用されるなど、本人に対する権利侵害の危険性が生ずる可能性があり、権利擁護の視点からかい離し、公平性・信頼性・透明性が損なわれる危険性が大きくなることは言うまでもない。一般的な啓発活動として制度に関する講座・研修等を行うことは歓迎すべきであろうが、啓発の域を超えた市民後見「養成」と誤解されるような名称は使用せず、濫用の危険のある修了証などの発行には慎重であるべきであると考えている。

中核拠点設置による養成・支援・監督など一貫した組織的支援体制の整備、市民後見人による貢献活動の適性を担保するためには、養成のみではなく、養成後の登録・支援・監督まで行う組織的なバックアップ体制の整備が不可欠である。

一貫した組織的支援体制の整備が必要であるのは、登録・選任前後の支援体制がないままに養成だけ行くと、受講者は選任がなされず、養成後の選任の期待が害され、ひいては任意後見人に就任して報酬を得ることを目的として、養成講座の修了証を利用する受講者が出ることも予想され、本人の権利擁護からかい離した事態が生じかねない。

また、養成のみを行い、その後の一貫した組織的支援体制の整備がなされないと、適正さの担保が困難となり、市民後見への社会的な信頼を失墜させる危険性がある。

すなわち、必要な研修を受けているとはいえ、養成後の監督・支援体制が不十分であれば、不適切な後見業務が行われたり、権利が濫用されている状況が見過ごされるおそれがある。市民後見においても、権利擁護の視点にたって、適切な後見業務の遂行の担保が不可欠であることは言うまでもない。

後見業務は、事後規制では対応が困難であるということに注意すべきである。後見人は、対象者の財産・身上監護全般についての権限・責務の主要な部分を担っている。仮に、後見人の不適切な業務が発覚した場合に、発覚後その後見人を解任したからといって、対象者の失われた過去の不適切な生活が回復されることは不可能である。その意味で、不適切な業務を防止するために事後の濃密な支援・監督が不可欠である。

8. 成年後見制度、世界初の会議で横浜宣言

横浜市で2010年10月2日～4日まで、初めての「成年後見法世界会議」が開催された。

17カ国・地域から約500人が参加した。最後に、「横浜宣言」を採択して閉幕した。

判断力が衰えた高齢者等の財産を守るため、裁判所が認めれば資産管理権が親族や第三者に委ねられている後見制度について議論された。宣言は、きめ細かな後見の重要性を訴えとともに、適切な後見が行われているか否か、「独立機関による定期的な見直し」の必要性も強調した。また、「障害者権利条約」などの早期批准についての日本政府への要望も行った。

会議を通じ、アジアでは家制度の名残がまだ社会に強く残るなど欧州との違いも確認された。英国の制度を移し入れたシンガポールや香港、日本と同様の制度を採用した台湾、世界各地の最新の制度を取り入れ独自の方式を立ち上げようとしている韓国と、日本の間で「アジア共通の課題」を話し合う場を新たに設けることでも基本合意した。

9. 最後に

誰もが地域で安心して暮らせる地域福祉活動の一環として、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場から支援し、後見活動を行う市民後見人とその活動の支援を行う各地の後見センター等がこれからも、地域福祉と高齢者、障害者の権利擁護の推進を行っていくことが大切であると考えます。

今回お忙しい中私を受け入れてくださった事務局長今井友乃様をはじめとする知多後見事務所の職員の方々に厚く御礼申し上げます。

表-1

	法定後見			任意後見
	補助	保佐	後見	
診断書・鑑定の要否	診断書	診断書・鑑定		申立時に診断書
対象者	重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危くがあるの で、本人の利益のために誰かに代わってやってもらった方が良好な程度 の判断能力の人	日常的に必要な買物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできないという程度の判断能力の人	日常的に必要な買物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の人	現在は、判断能力に問題ないが将来に備えたい人
家庭裁判所への申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長など			本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者
援助者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人

参考文献

- ・日本弁護士連合会「市民後見のあり方に関する意見」
- ・最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要 平成21年1月～12月」
- ・朝日新聞2010年9月14日33面
- ・大阪市社会福祉協議会DVD「成年後見の新たな担い手市民後見人」
- ・『ご存知ですか？成年後見制度』町田市社会福祉協議会「福祉サポートまちだ」
- ・法務省「成年後見制度」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html> 2010年10月27日アクセス